

伊 勢 市 公 報

第 122 号
平成 22 年 12 月 6 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	2
規 則	
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	20
告 示	
○ 伊勢市議会臨時会の招集について	24
○ 伊勢市議会定例会の招集について	25
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	26
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	27
上下水道告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	28
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店指定について	29
公 告	
○ 犬の抑留について	30
○ 農用地利用集積計画について	31
○ 犬の抑留について	32

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 11 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 38 号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項中「第 27 条まで」の次に「及び附則第 13 項第 3 号」を加え、同条第 2 項中「100 分の 150」を「100 分の 135」に改め、「第 28 条」の次に「及び附則第 16 項」を加え、「100 分の 130」を「100 分の 115」に改め、同条第 3 項中「100 分の 150」を「100 分の 135」に、「100 分の 85」を「100 分の 80」に、「100 分の 130」を「100 分の 115」に、「100 分の 75」を「100 分の 70」に改め、同条第 4 項中「死亡した日現在」の次に「。附則第 13 項第 3 号において同じ。」を加える。

第 28 条第 1 項中「この条」の次に「及び附則第 13 項第 4 号」を加え、同条第 2 項第 1 号中「次項」の次に「及び附則第 13 項第 4 号」を加え、「100 分の 70」を「100 分の 65」に、「100 分の 90」を「100 分の 85」に改め、同項第 2 号中「100 分の 35」を「100 分の 30」に、「100 分の 45」を「100 分の 40」に改める。

附則に次の 4 項を加える。

(特定職員の給与に関する特例措置)

13 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特

定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第15項及び第16項において「最低号給に達しない場合」という。))にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第15項において「給料月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15

を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第28条第4項において準用する第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第16項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第28条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第16項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第28条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

- (5) 第36条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第36条第1項 前各号に定める額

イ 第36条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第 36 条第 4 項 第 1 号及び第 2 号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第 36 条第 5 項 第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

給料表	職務の級
一般職給料表	6 級

14 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日
に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の
規定の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

15 附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員につい
ての第 14 条、第 17 条、第 18 条及び第 31 条に規定する勤務 1 時間当
たりの給与額は、第 35 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出
した給与額から、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計
額に 12 を乗じ、その額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日から職
員の勤務時間条例第 9 条に定める休日を除いた日数に係る勤務時間の
総数で除して得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達し
ない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当
の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を当該勤務日の属する年の所定の
勤務日から職員の勤務時間条例第 9 条に定める休日を除いた日数に係
る勤務時間の総数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

16 附則第 13 項の規定が適用される間、第 28 条第 2 項第 1 号に定める
額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、
同号に掲げる職員で附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給
されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 0.975（特定管理職員に
あつては、100 分の 1.275）を乗じて得た額（最低号給に達しない場
合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 65（特定管理職員にあ

っては、100分の85)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表を次のように改める。

別表 一般職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	

14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900

35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000

56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000	
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700	
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400	
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900	
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500	
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200	
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900	
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400	
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100	
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800	
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500	
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000	
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700	
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400	
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100	

77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900	
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600	
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300	
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000	
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500	
86	239,700	295,700	344,500	385,700		
87	240,400	296,100	345,000	386,300		
88	241,100	296,500	345,500	386,900		
89	241,900	296,800	345,900	387,600		
90	242,400	297,200	346,400	388,200		
91	242,900	297,600	346,900	388,800		
92	243,400	298,000	347,400	389,400		
93	243,700	298,200	347,700	390,100		
94		298,600	348,200			
95		299,000	348,700			
96		299,400	349,200			

97	299,600	349,500			
98	300,000	350,000			
99	300,400	350,500			
100	300,800	351,000			
101	301,000	351,300			
102	301,400	351,700			
103	301,800	352,100			
104	302,200	352,500			
105	302,400	353,000			
106	302,800	353,400			
107	303,200	353,800			
108	303,600	354,200			
109	303,800	354,700			
110	304,200	355,100			
111	304,600	355,500			
112	305,000	355,900			
113	305,200	356,400			
114	305,600				
115	306,000				
116	306,400				
117	306,600				

	118		306,900					
	119		307,200					
	120		307,500					
	121		307,900					
	122		308,200					
	123		308,500					
	124		308,800					
	125		309,200					
再 任 用 職 員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の85」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に、「100分の40」を「100分の42.5」に改める。

附則第16項中「100分の0.975」を「100分の1.0125」に、「100分の

1.275」を「100分の1.3125」に、「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の85」を「100分の87.5」に改める。

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年伊勢市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第4条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「100分の220」を「100分の200」に改める。

第6条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の195」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の200」を「100分の205」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 教育長の給与等に関する条例(平成17年伊勢市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「100分の220」を「100分の200」に改める。

第8条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の195」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の200」を「100分の205」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成17年伊勢市条例第123号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項第2号中「100分の220」を「100分の200」に改める。

第10条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第5項第1号中「100分の195」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の200」を「100分の205」に改める。

(伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成18年伊勢市条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「相当する額」の次に「(給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例(この項及び附則第4項において「改正後の給与条例」という。)第25条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成17年伊勢市条例第29号。附則第7項において「育児休業条例」という。)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第36条第1項から第3項まで若しくは第5項若し

くは附則第 13 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員（伊勢市職員給与条例第 38 条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第 13 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例（平成 18 年伊勢市条例第 43 号）附則第 7 項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成 22 年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して市長の定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち市長の定める日）において減額対象職員が受けるべき給料、給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他市長の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して市長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1 級	1 号給から 93 号給まで
	2 級	1 号給から 64 号給まで
	3 級	1 号給から 48 号給まで
	4 級	1 号給から 32 号給まで
	5 級	1 号給から 24 号給まで
	6 級	1 号給から 16 号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで

(2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して市長の定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

3 平成 22 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間において市長の定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して市長の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び市長の定める者との権衡を考慮して市長の定める額」とする。

(平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え)

4 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第 13 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 22 年伊勢市条例第 号)の施行の日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

(委任)

5 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 6 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号)の一部を次のように改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

- 4 給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定については、同項中「第31条」とあるのは「附則第15項」とする。

(育児休業条例の一部改正)

- 7 育児休業条例の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

(給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 3 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)に対する給与条例附則第13項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額(」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額(」と、「を減じた額(」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額(」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

- 4 短時間勤務職員に対する給与条例附則第13項第1号の規定の適用に

については、同項第1号中「号給の給料月額（）」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」とする。

- 5 給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第23条の規定の適用については、同条中「第31条」とあるのは「附則第15項」とする。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 11 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 40 号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成 17 年伊勢市規則第 83 号）を次のように改正する。

様式第 37 号を次のように改める。

介護保険料還付(充当)通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



あなたの納めた保険料が納めすぎになりましたので、次のとおり充当した後に下記の口座にお返しします。

被保険者氏名				被保険者番号	
金融機関名			支店名		
種別	口座番号		口座名義人		

※口座番号については、下3桁を*で表示しています。

振込予定日	お返しする金額の内訳				単位：円
過誤納金算出年度	①納め過ぎた金額	②年金保険者に返す額	③充当金額	④還付加算金	お返しする金額 ①-②-③+④
お返しする金額(還付金額) 円					

納めすぎた金額(過誤納金)の内訳

単位：円

納期	納付すべき金額			納めた金額	過誤納金額	領収年月日	発生理由
	特別徴収	普通徴収	延滞金				

充当金額の内訳

単位：円

納付年度	納期	保険料未済額	保険料充当額	延滞金未済額	延滞金充当額

問い合わせ先

審査請求及び訴訟について

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、伊勢市(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(介護保険法第196条)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 90 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

平成 22 年 11 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 22 年 11 月 26 日（金） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
 - (1) 伊勢市職員給与条例等の一部改正について

伊勢市告示第 91 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 22 年 11 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 22 年 12 月 6 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 92 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び同法第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び同法第 115 条の 20 第 1 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年省令第 36 号）第 131 条の 14 及び同規則第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 22 年 11 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称
名称 伊勢度会医療生活協同組合
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 宮川さくら苑こもれび
所在地 伊勢市中島 2 丁目 20 番 8 号
- 3 指定の年月日
平成 22 年 11 月 1 日
- 4 サービスの種類
認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護

伊勢市告示第 93 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号の規定により、次のとおり告示します。

平成 22 年 11 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
名称 特定非営利活動法人ときわ会藍ちゃんの家
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 第三藍ちゃんの家
所在地 伊勢市宮町 1 丁目 8 番 19 号
- 3 指定の年月日
平成 22 年 11 月 1 日
- 4 サービスの種類
認知症対応型通所介護

伊勢市上下水道事業告示第 37 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 22 年 11 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 22 年 11 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 22 年 12 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
八日市場町、曾祢 1 丁目、宮町 1 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 38 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 22 年 11 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
346	有限会社 ヒラマツ	伊勢市通町 76 番地 1	平成 22 年 11 月 26 日

伊勢市公告第 72 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 11 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市 黒瀬町	雑種	茶	雌	中	91 日 以上	首輪（革・黒） 鎖付き

2 抑留した日 平成 22 年 11 月 14 日

3 抑留期限 平成 22 年 11 月 19 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 73 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 22 年 11 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 74 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 11 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市磯町	雑種	黒白	雄	中	91 日 以上	長毛 首輪 2 本 (赤と茶)

2 抑留した日 平成 22 年 11 月 29 日

3 抑留期限 平成 22 年 12 月 6 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）